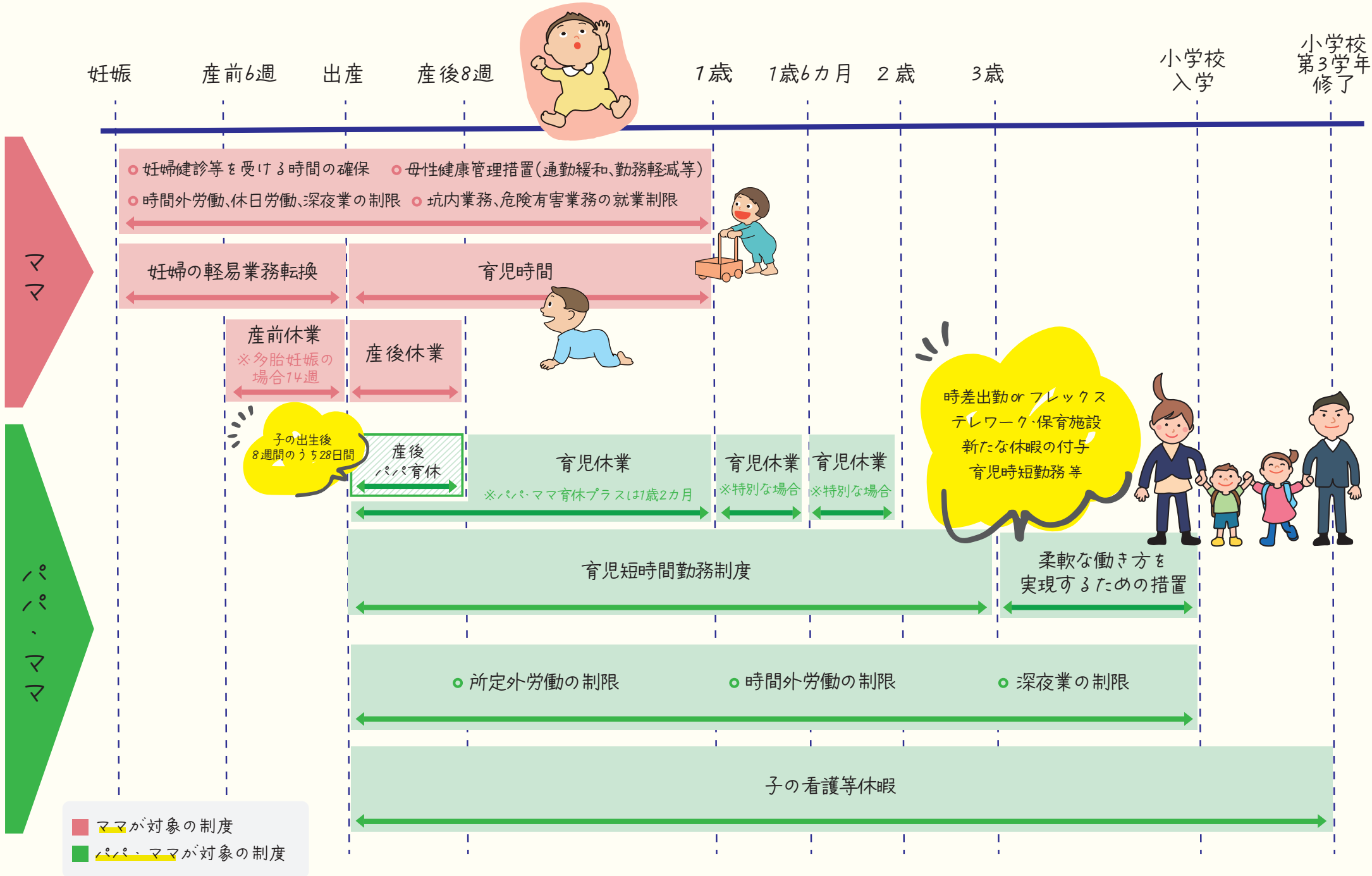


「妊娠・出産・育児」年表 全体像



※令和7年10月1日時点の法令をもとに作成

「妊娠・出産・育児」年表 妊娠中

出産予定日は、
妊娠40週の開始日です。

出産予定日

妊娠週数は、最終月経日第1日目より満で数えます。

妊娠中	日	0~	7~	14~	21~	28~	35~	42~	49~	56~	63~	70~	77~	84~	91~	98~	105~	112~	119~	126~	133~	140~	147~	154~	161~	168~	175~	182~	189~	196~	203~	210~	217~	224~	231~	238~	245~	252~	259~	266~	273~	280~	287~	294~	301~
	週	0週	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	12週	13週	14週	15週	16週	17週	18週	19週	20週	21週	22週	23週	24週	25週	26週	27週	28週	29週	30週	31週	32週	33週	34週	35週	36週	37週	38週	39週	40週	41週	42週	43週
	月	妊娠1カ月			妊娠2カ月			妊娠3カ月			妊娠4カ月			妊娠5カ月			妊娠6カ月			妊娠7カ月			妊娠8カ月			妊娠9カ月			妊娠10カ月			妊娠11カ月													



安定期

臨月

妊娠判明

<妊産婦>母性健康管理措置【均等法12条、13条】※母健措置で休業となった場合、傷病手当金の支給対象となる可能性があります

<妊産婦>時間外労働、休日労働、深夜業の制限【労基法66条】

<妊婦>軽易業務への転換【労基法65条3項】

<女性>危険有害業務の就業制限【労基法64条の3】

(双子以上の場合)



産前休業
【労基法65条1項】

出産予定日を含め6週間
(双子以上の場合は7週間)

(双子以上の場合)

<産休中>
産休手当金

<出産時>
出産育児一時金

(双子以上の場合)

社会保険料の免除
(無給の場合は、雇用・労災保険料は発生せず)

- ママが対象の制度
- パパ・ママが対象の制度
- 給付金など



ご自身の**予定日**を記入してみましょう！

産休や育休の開始日の計算にあたっては、厚生労働省委託事業のこちらのサイトをご活用ください。

働く女性の心とからだの応援サイト

厚生労働省
委託事業

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/leave/>

検索



(双子以上の
場合)

月 日

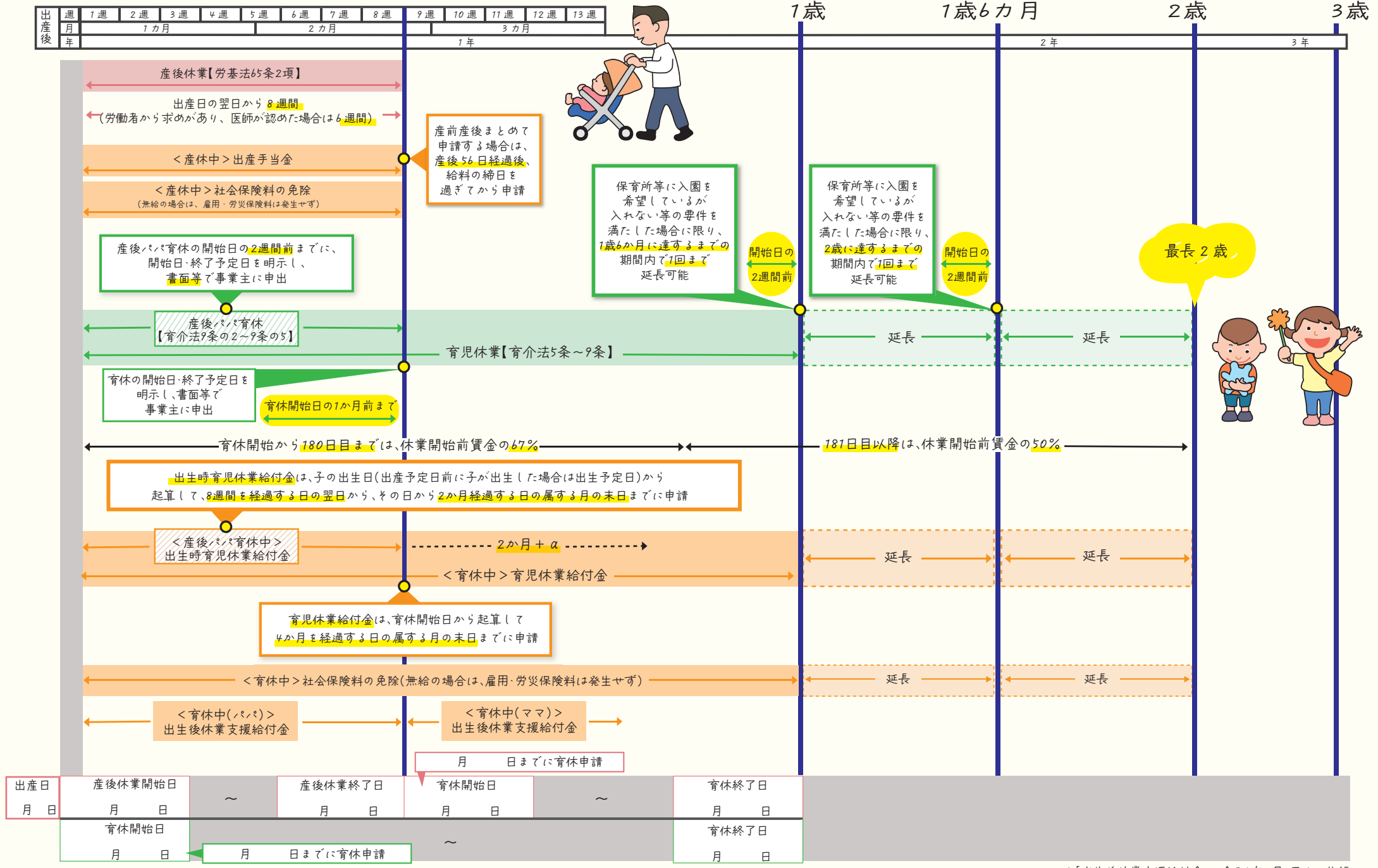
産前休業
開始日

月 日

出産予定日

月 日

「妊娠・出産・育児」年表 産休・育休中



出産日	産後休業開始日	~	産後休業終了日	育児開始日	~	育休終了日
月 日	月 日		月 日	月 日		月 日
	育児開始日					育休終了日
	月 日		月 日までに育休申請			月 日

※「出生後休業支援給付金」は令和7年4月1日より施行